

太洋基礎工業株式会社定款

太洋基礎工業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、太洋基礎工業株式会社と称し、英文では、T a i y o K i s o k o g y
o C o . , L t d . と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の設計、監理及び請負
2. 土木建築資材、建設機械器具の売買及び賃貸
3. 不動産の売買及び賃貸並びに宅地建物取引業
4. 土木建築工事に伴う測量及び地質調査
5. 労働者派遣事業
6. 損害保険代理業
7. 再生可能エネルギー等事業
8. 古物営業法に基づく古物商
9. 前各号に附帯する一切の業務

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって
電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式
を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の監査等委員でない取締役は15名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 監査等委員でない取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了す

るときまでとする。

(取締役会の招集及び議長)

第 21 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに当たる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関するその他の事項は、別に取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役)

第 25 条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって監査等委員でない取締役の中から選定する。

- 2 当社に監査等委員でない取締役の中から代表取締役 2 名を置くことができる。

(役付取締役)

第 26 条 取締役会の決議をもって監査等委員でない取締役の中から取締役社長を選定する。

- 2 取締役会の決議をもって監査等委員でない取締役の中から取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 号第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

2 会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 30 条 当会社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとし、事業年度末日を決算期とする。

(期末配当金)

第 40 条 当社は株主総会の決議により、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第 41 条 当社は取締役会の決議により、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日より満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)

第 1 条 2024年4月開催の第57期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役との締結済みの責任

限定契約については、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。

第2条 この定款は、2026年4月23日一部改正し、同日から適用する